



●とまつ・ひでのリ氏●

保障するだけでは十分でなく、政教分離規定を設けて、国家と宗教との結わりを排除する必要性が大きい。すると、「憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである」。このように、政教分離規定制定の由来を述べた上で、次のように説いております。

しかしながら、この政教分離の規定は、いわゆる制度的保障の規定であつて、そのことは実際には完全な分離などということではできないから、一定の限界がある、その観点から意義を考へなければいけないと述べています。結局、多数意見は、このように説いた上で、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の主

要原理となる政教分離原則というのは、国家が宗教的に中立であることを要求するものであるが、「国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたず行為の目的及び効果にかんがみ、

そのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えざるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきこと、判断しているわけだ。

その目的効果基準等については、後に議論していただくことにして、この政教分離原則というのはそもそもこういうものだと言いたところをまずいおきたいと思ひます。

◆政教分離原則の意義

横田 新聞などで多数意見が振舞前の日本の宗教状況や国家神道に言及し、政教分離原則の歴史的経緯を述べている点が非常に高く評価されていようですが、これは神の祖・天照大神の御代（天武天皇）に

多数意見が述べていることとまったく同じで、それを要約して言っているだけで、それ自体は新しい事柄ではないように思ひます。むしろここで注目すべきは、反対意見との認識の違いがすでにこの中には幾つかあるわけですが、日本の宗教風土、すなわち各層の宗教が多層的、重層的に存在しているというところを、どのように評価するかという点でして、だから「政教分離規定を設ける必要性が大きい」という結論を打ち出していることですが、この結論は正しかったし、これは政教分離問題を日本で考える場合には極めて重要な点だと思ひます。

ただ、私の立場からすると、戦前の国家神道体制というものが、どういふものであったかということも、もう少し踏み込んで論じて欲しいかなという思ひです。

戸松 その点、長谷部さんはどうですか。

長谷部 政教分離原則に関する一般的な判言は横田さんの指摘のとおり、従前の大正裁判決の趣旨をそのまま継承したものです。従来と同様、この大正裁判決でも、政教分離

規定は「いわゆる制度的保障の規定であつて、宗教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離の制度として保障することにより、間接的に宗教の自由の保障を確保しようとするものである」という理解を繰り返して述べています。この理解自体は多分が間違いないと思いますが、第一、宗教の自由の保障が政教分離の目的であるといわれておりますが、憲教しない自由も、宗教の自由と同様に重要なこの制度の目的であることに留意を要します。

また、この政教分離規定は宗教の自由、憲教しない自由を政治の領域から守るという意味を持つ一方で、逆に政治の領域を宗教から守るという意味も持っているということに、注意をしなければいけない。つまり宗教はあくまでも私的な領域、私事としての性格を持つものに止め、そこに封じ込めるといふ趣旨を帯びていなくてはなりません。宗教は私的な領域では切り切れないものですが、そういったものを合理的に切り切るべき、あるいは合理的な議論によって排除していくべき政治の領域から、隔離するという意味を持っています。

これは一般的な話になりますが、近代立憲主義自体が宗教改革後の多様な宗派間の激烈な対立の産物から生まれたもので、宗派の争いを私的な領域に封じ込めることで、はじめに公共空間の合理性が確保されたという経緯があります。横田さんも指摘されたことですが、日本の憲法史から浮かび上がる日本固有の危険は、実はこの聖人の風土から、一元的不合理的な世界観が公共空間を占拠してしまうという危険でして、それがさらに他の宗教の存立をも脅かすという危険です。つまり日本の憲法史から浮かび上がる宗教と政治の融合の危険は、多様な宗教の信仰の自由によつての危険であると同様、公的な政治の領域によつての危険でもあることに留意すべきでしょう。

◆日本における宗教の「多層性」

戸松 一人のお話の中に出てきたこととありますが、私がよく気がなるのは、日本の宗教の歴史上、ほかの国では別だと明確には言っていないのですが、「我が国においては、各層の宗教が多層的、重層的に存在し併存してきている」と言っていて、日本は特別な宗教事情の下にあるのだというように説いています。また、大正裁判決の趣旨も、多数意見のこの論述を背景として、戦前の特別な経緯のことを踏襲して、政教分離原則の意義を述べています。このように、日本が特別な宗教事情にあるということは、社会科学的な分析の結果に基づくものであつて、何の論議もなしに、ただこのようにものごとをいふに決ま付けて言ってしまうのは裁判のあり方

としてどうなのかという疑問を私は持つのですが、いかがでしょうか。

横田 この辺りは先ほど言いましたように、幾度幾度訴訟裁判を要約した形になっているからこうなっているのではないかと……

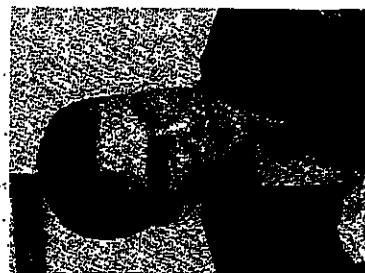
戸松 津地憲法訴訟裁判決での論述も含めて、疑問の対象としているのですが。

横田 国家神道体制の説明とともに、この辺りの論証がまだ不十分であることはおっしゃるとおりだと感じます。十分に説得力ある形で展開されていないから、三好反對意見にあつたように、宗教が多層的であるから、だから少数派が賛成であつたというふうなまづおかしな論議が出てきているわけで、宗教が多層的、重層的であるとはどういうことか、またそれはどういふ事象を現実

としてどうなのかという疑問を私は持つのですが、いかがでしょうか。

戸松 このあたりが基礎になつて多数意見の論述が展開されているように、最高裁判決が反対意見が行っている多数意見への批判の根拠は、このようにどこに根拠するのかわかりません。多層的、重層的に存在したのだ、何のことも置いているのかよくよく検討してみなければ、どうもそれなくして、何となく日本人全体でそのようなものだと思ひに理解してしまつていふように思ひます。それは誰がどういふように解釈分析した上で言っているのかということには示されていない。長谷部さんは、これについてどういふふうにお考えですか。

長谷部 おそらくこの多層的、重層的な現象というのは、三好反對意見が指摘しているような「一宗に神祖を公認し、その双方にお参りをし」、「一宗に公認し、その双方にお参りをし」、「一宗に公認し、その双方にお参りをし」といった状況を、何の批判もなく受け入れているという、そういう意味で日本の社会は、非常に多層的な現象から出発しているのだと思ひます。つまり宗教をあまり耳利に受け止めないという一般的な風潮がある



●はせべ・やすお氏●



●よこた・こういち氏●

すか、こういうふうなことをやりもつと説明しておかないと、後々説得力が弱いように思ひま

と、ある行為を「社交儀礼」と見なすべきかといった評価に深く関連して、いくつもの問題が浮き彫りにされていくように思われます。そういっただけでは、本件判決の意義が十分に伝わらないかもしれません。

戸松 ところで宗教とは何か、という点については、日本の宗教の特質を性格付けていくことが、あるいはヨーロッパならヨーロッパの文化で発達した宗教という概念でもって分析することの意義を検討すべきだと思います。日本の宗教は、西欧に比べて特殊だと決め付けてよいものかどうかは、議論の余地があります。

横田 議論の展開が弱くなっているのは、神道というものがどういふものであるかという点の説明が多岐意見では全部載っているためだと考えられます。そのため、神道というものの特殊性という点、宗教としてのキリスト教とイスラム教とのかの差が十分に展開されていません。すなわち、神道が「祭祀」中心の宗教であることのもつ意義が、ちゃんと指摘されていません。ところが、私見では、この点が後で問題に

なる、ある行為を「社交儀礼」と見なすべきかといった評価に深く関連して、いくつもの問題が浮き彫りにされていくように思われます。そういっただけでは、本件判決の意義が十分に伝わらないかもしれません。

◆政教分離原則の適用

戸松 ここに立ち入るといろいろ議論はあるかと思いますが、それは問題点の一つとして指摘しておくことにして、次に、政教分離原則の適用について検討いたします。

多数意見は、ご指摘のように先例である津地裁判の大法廷判決に基づいて、いわゆる目的効果基準というものを適用しています。ただ、目的効果基準といっても、厳密に政教分離原則を適用することができないから、まずそのかわり合いのことで、目的と効果について判断する、という方式を採用しています。さらに、その目的効果基準の適用にあたっては、四つの要素を考慮せよと言っています。これについて、長谷部さんはどのように受け取られたでしょうか。

長谷部 最近の最高裁判所判決の

津地裁判大法廷判決の趣旨で言くと、実質的政教分離が「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織」に対する援助になるかどうかということに、問題を限定して議論をしているのに対して、本件判決は大法廷判決は、具体的な適用の場面では、本件公金支出が特定の宗教団体への援助になる、あるいは一般人にその宗教団体が特別な存在であるという意識を呼び起こすということを指摘していますが、少なくとも一般的な受給のレベルにおいて、宗教の特定性をそれほど強調せず、あくまで宗教一般にとつて、かわり合いになる際に行われる援助になるか、あるいは圧迫になるかという形の形式化をしているという点に、着目すべきではないかと思えます。

もちろん実質的政教分離が自己も、目的効果基準の一般的な形式は、従前の大法廷判決の形式を受け継いでおり、特定の宗教への援助、あるいは圧迫ということを文字面ではしていないのですが、目的効果基準からして何が問題なのかという論点としては、実質的政教分離のレベルから津地裁判大法廷判決の段階まで

「* エンドースメント・テスト」
米国最高裁判所の Lych v. Donnelly (1988) 判決の同僚意見でオコナー裁判官が唱出した Wallace v. Jaffree (1985) 判決で否定された基準で、「宗教を奨励または否認するメッセージを政府が送っているかどうか」すなわち、「その宗教を信じている者にその意識がよき者であり政府共同体の全き擁護者ではないというメッセージを送る、信者に仲間を勧誘する者であり政府共同体で感嘆される者であるというメッセージを送る」かどうか（意訳）を、政教分離原則違反かどうかの判定の基準とするもの。

引き戻したのではないかというのが私の印象です。

戸松 横田さんとうですか。
横田 基準のレベルで申し上げます。ただし多数意見は目的効果基準をとっています。しかし、ここで注目すべきは、自衛隊合祀訴訟最高裁判決で初めて出てきて、若手判官訴訟控訴判決で引用されている「アメリカ的」というならはいわゆる「* エンドースメント・テスト」*に近いようなものが、当初の基準のころでは出てきませんでした。後で多数意見の中にでてきていることです。

すなわち「特定の宗教への関心を呼び起こす」という部分がそれですが、それは「原本当該特定の宗教団体が特別に支援されており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え」ることによってであると考えられています。これは非常にエンドースメント・テストに近いように思います。

このテストは、レモン判決 (Lemon v. Kurtzman, 403 U.S. 602 (1971)) が形式化した「目的・効果・過度の関わり」の三要件テストに代わるものとしてオコナー裁判官によって提起されたテストで、「政府の行為が宗教に対する奨励または否認のメッセージを伝えるかどうか」を問題にするものですが、このテストは目的効果基準を否定するものではなく、むしろ補完し明確化するものとして理解すべきであるとの認識が有力です。この判決の多数意見は述べた先の部分も、目的効果基準を補完し、より明確化するものとして理解すべきでしょう。その意味で、本件多数意見の採用した基準は、津地裁判訴訟判決を一律進めたいものとして見たいと思います。

戸松 ということば、津地裁判訴訟

訴訟より一歩進んだということですか。それでは、長谷部さんとは見方が対照的だということになりますか。

長谷部 必ずしもそうではなく、横田さんと私は別個の論点を問題にしているように思いますが、非常に簡単に言えば、特定の宗教の援助や圧迫にならないから合憲だというのが、実質的政教分離の理屈の立て方ですが、今回の大法廷判決の場合、ある一つの宗教団体の援助になるから違憲だという理屈です。ということは、一つの宗教の援助や圧迫にならないけれども、いくつかの特定の宗教、あるいは宗教一般について国家の援助が援助や圧迫になる場合に、大法廷は何というかはまだわからないということになるわけですね。

戸松 わかりました。しかし、特定の宗教に対する公金支出なのか、そうではないのかは、事実判断にかかわることであり、本件の場合も、事実判断の段階で分かれる問題ではないですか。反対意見も言っているように、本件の場合も実質的政教分離と同じように、特定の宗教への支出ではないということになる余地があるでしょう。

長谷部 それは特定の宗教への援助ではなくて、単なる社交的儀礼であるという解釈でしょうか。ただ、狭い意味での宗教団体への援助であるからには、複数の団体への援助であっても、個別に見ればすべて特定の宗教への援助になると思います。

横田 その点との関連で面白いと思いますのでちょっと紹介いたします。「津地裁判」の四月二二日の論文で、杉原謙四郎さんが「祭祀」というのはあらゆる宗教に横断的に存在する宗教行為であって、それへの国家の結びつきはいくつもの趣旨を込めています。そうすると、特定の宗教ではない宗教というか、宗教的なものへの援助という概念が立てられる可能性はあるなど、いまの話を聞いて感心しました。

戸松 長谷部さんが指摘された特定の宗教への援助、助長であるか、ないかというときには、支出しない援助行為をする者の意図を問うているのですが、それとも客観的な事実のこと、あるいは第三者の判断の結果のことを言っているのでしょうか。

長谷部 最終的には裁判官が判断すべきことになりそうです。

戸松 支出行為者の動機、意図と

いうのは、問題になるのですか。

長谷部 従来の判例の傾向からすれば、宗教考慮に入る余地はあると思いますが、事が宗教にかかわるだけに行為者の内心に立ち入ってまで判断することが適当か否かという問題があります。ただ、今回の大法廷判決がエンドースメント・テストをとり入れる方向に進出したのだとすると、動機や意図の問題をも含めて、国家行為の意義や目的が宗教的か世俗的かという問題は今後ますます出ていき、行為の効果がエンドースメントにあたるか、あるいは宗教との過度のかかわりあいになるかという点に、問題が絞られていく可能性はあると思います。

戸松 どうも支出行為についての問題にまで立ち入ってしまっているのですね。ちょっと戻りまして、いかが

「* 三要件テスト」
①その法又は行為が世俗性を持つかどうか
②その主眼が、もしくは第一の効果が、宗教を奨励したり禁止したりすることになるかどうか
③宗教に対する政府の「過度の関わり」をもち、いすかの事件をクリアできない場合には政教分離原則違反とされる。

たところによると、お二人はそれぞれ、今回の裁判における目的効果基準というの、先例の津地債権訴訟判決が打ち出した目的効果基準とは異なる性格を持っていると見ていられると聞いていいのですか。

長谷部 私は、津地債権訴訟判決の立場まで戻ったという見方です。

横田 私は一歩進んでいるという見方です。

戸松 だから、二人が違いう見方をしているわけですね。

長谷部 必ずしも違わないのではないかと思います。私もこれがエンドリスメント・テストをとり入れた形で目的効果基準を展開させたものであるという点については、同意見です。

・憲法基準の具体的な適用

— 四つの考慮要素をめぐって

戸松 それでは、目的効果基準の適用にかかると四つの要素(当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的慣習、当該行為が宗教的慣習の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等)について注目いたします。

横田 それを踏まえて私が疑問に思うのは、可部長官の意見でも示唆

されていただと思いますが、多数意見は、結論を導くにあたって、目的効果基準を具体的に用いていない形になっているのではないかと疑問です。しかし、暗黙裡には使っていると思いますが、論議の過程ではいわゆる四つの考慮要素を考慮しているだけで、その考慮をまとめて、目的がどうかであったのか、効果がどうかであったのかという具体的な判断が明示的に示されておらず、いきなり結論が出てきているわけですね。この点に可部長官が反対意見を出してくる余地があるというのです。

戸松 そうすると、一応目的効果基準と言いつつ、実は、暗黙裡に取組んで、一から四の要素を見て導き出しているというように判断したわけですか。

横田 私は四つの要素を踏まえる中で暗黙裡には使っていると考えていますので結論を取組んでいるとは思いませんが、そのように批判される余地があるのではないかとこのことです。

戸松 可部裁判官は、結論が先にあってそれに合わせた要素の分析をしている、との多数意見に向けた批判をしているのですか。

横田 そういう懸念も少しはありますね。例えば、知事という目的

でお金を出したか、その場合の判断は主観的要素だけでいいのか、客観的要素も要するのかなという点で暗黙裡に要素がいろいろあるわけですね。効果においても、四つの考慮要素の中では先ほど言ったエンドリスメント・テストみたいなことは言っているけれども、宗教を助長するかどうかという効果の判断にあたってどういふ効果を見るべきなのか、そして本件ではどうかということになるが、だから、ちょっと変な感じがしたので。

戸松 そうすると横田さんは、何か別の目的効果基準の適用の仕方になされたことを考えますか。

横田 そうではなくて、四つの要素を考慮して目的がどうかであるか、効果がどうかであるかということを決断しなければいけないというのが津地債権訴訟判決の考え方ですね。多数意見は確かに四つの考慮要素は考慮しているわけですね。しかし、それらを全部考慮して、では目的はどうかであるか、効果はどうかであるかということを具体的に論証しなければいけないところで、目的が宗教的であり効果が宗教を助長するという結

論がだんときてくるのです。だから、何かが抜けているのではないかとこのことです。

長谷部 ただこの問題は主張・立証責任はどちらにあるかという問題と関係してくるはずですので、最高裁判所としては、主要な目的が世俗的なものであって宗教を助長したり圧迫したりする効果がないと納得しない限りは、政教分離原則違反であるという結論を出したとしても、さほど問題はないともいえますね。

・目的効果基準の有効性

— レモン・テストとの比較

戸松 それでは、議論を少し進めて、目的効果基準というの、本判決に照らして、政教分離原則違反の性質を解決するのに有効な基準だと言えるかどうか、ということを考えてみたいと思います。それは、「意見」を言いた裁判官がいずれも有効な基準基準とは言えないと述べていることに関係します。

横田 私は、むしろ問題意識とは逆に、目的効果基準がもしある程度の有効性を持つとしたら、憲法八九条の場合だと考えています。

戸松 そうですか。憲法一〇条三項と八九条と個別に考えるとこの

横田 憲法一〇条三項の場合、国家が宗教行為の主体としてかかわった場合はすべて宗教的差別的であるというのが従来からの私の判断です。

戸松 それでは、憲法一〇条三項違反の争点に対しては、目的効果基準など使わなくてもいいということですか。

横田 そうです。その点では高橋意見であるとか、尾崎意見に近いです。

長谷部 私も高橋意見、尾崎意見は相当の説得力を持った意見だと思いますし、明確な結論を導く指針にならないという点は、アメリカのレモン・テストについてもほぼ言われていることです。ただ、明確な指針を出し得ないために、政府の宗教への関与が徐々に広がっていつてしまうという危険は問題にすべきだと思いますが、このような、宗教との関係で国家に干渉することわざるのかという問題を解決する基準、どの程度の明確性が要求されるのかという論点もあると思います。

つまり、私人の行為を司法上取り締まる、あるいは私人の私的な宗教的行為がどのような場合に有効性を認めて裁判所が保護するのかといった

場合には、個人の予測可能性を保障するために高度の明確性が必要でしょうが、政教分離原則の適用、合憲性の判断基準として、それと同等の明確性が果たして要求されるのかという疑問がないわけではありません。

横田 アメリカでも、レモン・テストの三つの要件というのは、あくまでも指針であるというように感じられておられるようですね。そして、それは一つの指針であるけれども、実は何を言っているのかよくわからないということで、先に触れたエンドリスメント・テストが出てきたわけですね。しかし、九〇年代になってからは、ほとんどレモン・テストやエンドリスメント・テストは使われなくて、よりきめ細かなというか、個別具体的な手続が講ぜられている。そういう点を考えましても、やっぱり目的効果基準というのは、それだけでは、相当幅の広い、何とでも言える基準のように見えます。

戸松 そういふ性格は持っているかもしれませんが、ただ、日本の場合は、次のような問題点が存在しています。それは、津地債権訴訟の大法庭判決をめぐって、まずかかわり合いが相当とされる限度のものに限られるというから、目的はどうか、効果はどうか、といった基準を

しています。だから、レモン・テストのように目的、効果、さらに過度なかわり合いという三つの要素を順番に、それも、それぞれの重要度を差をつけてことなく適用するという手法をとっていません。ここに一つ難点があるわけで、最初に難点であってよいとの前提を設定し、それから基準基準を適用しているのだから、結論がともすれば緩やかになるという性格を持っています。そこに問題点があるのだと思います。

それから、基準基準を当てはめる価値が誰にもわかりやすく出てきてしまうというのだったから、それは何かの価値が手詰めされていることになり、基準基準とは言えないのではないかと私は思います。基準基準というのは、問題解決にいたる道真ないし物差しにすぎないですから、ほかにも有効な基準基準がなかったら、目的効果基準も使ってみるだけの価値はあるといえます。アメリカでもレモン・テストが採択されて以来、ずっと変遷を遂げてきていますが、合衆国最高裁判所はつきりレモン・テストを廃止するなどは言っていないのです。依然として目的効果基準がベースになっているということ

は、ほかに変わる有効な基準というものがいないことを表わしているのではないのでしょうか。

・有効な基準基準の同質性

戸松 そこで、高橋、暗黙裡に目的「意見」で論じられているところに特に関連し、いま横田さんがおっしゃったことにも関連しますが、目的効果基準と代わる或は有効な基準というものが立てられるのか、考えてみたいと思います。高橋、尾崎裁判官の「意見」では、私の見るところ、厳格な基準基準が主張されていると言えようですが、その点はどういうふうに評価されますか。

横田 私はその点では同一「意見」を高く評価します。国家が主体となつて宗教的な行為を行うことは、原則的には許容である。これで結論ではないか。それこそアメリカ的と言えらば、コンペルド・インタレスト (compelled interest) *の存在。この場合とは国家と宗教の結合の不可欠性が国家の側に立証しない限り駄目であるというぐらいの意味を持っているものとして把握すべきではないか。だから、そこには目的効果というものが出てくる余地はほとんどないのではないかとこのように、憲法一〇条三項について私は

考えています。
長谷部 私もこの趣意意見、あるいは高橋意見が出した基準の考え方は非常に興味深いものだと思います。ただ、この基準が最高裁判所に用いられる場合、具体的な事件に適用された場合に、どのような結果を出すことになるかということになる。やはり目的効果基準と同様、個別の事件ごとに検討していかざるを得ない面があるのではないかと。結局政府の宗教へのかわり合いを容認することになって憲法違反基準一般の厳格性に対する信頼を損なうことになりはしないかという懸念もあります。この時点でどちらが本当にいいのかということについて、結論を出すまでに私の考え方は熟してありません。
戸松 私は、どうも従来の最高裁の憲法裁判の傾向からいって、たとえ政教分離原則違反事件に限るとしても、こんなに厳しき基準が果たして採用できるものかどうか疑問に思っています。いま高橋さんがおっしゃったように、適用に際して、どうしても個別の審査に陥らざるを得なく、基準基準というものは一つの議論の方向性を示すものだけれども、そういう作用が生まれず、結

局・ケース・バイ・ケースの議論になってしまうという恐れがあるのではないかと。これが指摘できるところだと思います。実際には、判例の積み重ねにより明らかとなります。
横田 どういうケースがあるかと考えた場合、そもそも私の考え方は、津の地裁訴訟というケースは、違憲なものです。だから具体的に何がかわって宗教行為をやって、合憲になるような事例が果たしてあるのだろうか。もしかしらそういふものがあるかもしれないので私も留保を置きますが、ただいまのところちよつと思いつかない。ただ将来的にこれが最高裁の基準になるとは全然考えていません。
「目的」と「効果」は分けられるか
横田 目的効果基準についてもう一つはつきりさせておかねばならないのは、目的効果基準について、可処分意見は両方を満たさなければ違憲とはならないと述べています。津の地裁訴訟判決の審判長によつては、日本の場合は両方を満たさなければいけないというように読める余地が確かにあるのです。しかし政教分離原則が出てきた背景からいって、どちらかに抵触すれば違憲であ

ると思えなければいけないと考えています。どうでしょう。
戸松 これは、津地裁訴訟判決のときにもそういう指摘があったように記憶していますが、今回もそのように言えますね。
長谷部 もちろんそう解する余地がないわけではないですが、いままでの最高裁の判決で、目的効果のうち一方は満たすが他方は満たさないという理由で合憲とされた事例はないはずです。したがって、可処分意見の解釈は、具体的な最高裁の判例によつて裏付けられたものではありません。目的効果のうち一方の基準に反すれば違憲になるという解釈も十分に成り立つというふうに私は考えております。
戸松 先に述べたことの繰返しになりますが、どうも最高裁判所はその辺を強く意識しておらず、前掲として、相当とされる限度を超えるものかどうかの判断があり、後は、目的効果はどうか、効果はどうかというところをそんなに厳格な基準として考えずに判断しているところを感ずることもできるので、ご指摘のような議論の方ができるのだと思います。
横田 それともう一つ、四つの考慮要素とここでも言ってきました

「三ベクトル・インタレスト」
美濃の自由と平等原則などが問題になったケースで、「厳格な審査」が行われる場合に、立法目的や行為目的を問う際の基準で、そこに立法等を考慮する「コンベクト・インタレスト（むかひにやまれぬ利益）」があるかどうかを考慮し、それがなるときには立法等は違憲と判断される。
が、考慮要素を四つと限ること自体、一つの争点になると思います。
戸松 四つあけて「等」を付していますから。
横田 とこが可処分意見は考慮要素を基礎に四つと限定してしまっただけです。その上でそれを非常に厳格に解釈するという方法をとっていると言えます。だけれども津地裁訴訟判決の当該部分はそうは読めないであつて、いろいろなことを考慮しなさいよ、「例えは」という形で読むべきだと思います。
戸松 わしらの後述に於いて「一般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならぬ」という所を引出すための要素であるというふうに見たほうがいいのかもしれないですね。

「社会通念」の意味
戸松 そこで、政教分離原則違反事件を「社会通念」で処理してよいものか、疑問が生じます。
横田 私が非常に問題だと考えているのは、従来、日本の裁判所は政教分離原則違反事件に限らず、例えば法の下平等原則違反事件においても、必ず「社会通念」という概念を振り回すことです。特に皇親で問題になったような日本の宗教風土等が背景に当たるときは、一般の人の一般的意識といったような意味での社会通念に従つて物事を判断したというものはますますなくなつていくのではないかと。だからこの社会通念という概念を緩めるとしたら、あるべき社会通念というように理解すべきなのであつて、現在ある社会の常識といった意味のものとしては理解すべきでないと考えます。三好反対意見はまさにその通俗的な多数者の立場に立つてものを言っているものだと思います。
戸松 三好反対意見は、多数者の論理でいこうという例ですね。本件の多数意見は「社会通念に従つて」といふながらも、そのところに立ち入って判断しているといえます。

III 本件支出行為の違憲性
戸松 それでは、多数意見は、次に、本件支出行為の違憲性について議論を展開していますので、そこに入りたいと思います。
これは要するに、県が特定の宗教団体の奉行事を重要な宗教上の祭祀とかわり合いを結んだということが明らかだから、本件支出が社会的優遇にすぎないという言えないうとして違憲性を認めたものであります。このことについては、すでに長谷部さんの指摘があったのですが、さらに、この判断には、本件で行われた例大祭、感念大祭が祭祀中でも重要な意義を持つということも判断要素となるかと思ひます。この判断についてはどのように受け取られたでしょうか。
◆宗教儀式と社会的慣習
長谷部 私はこの玉串料の奉納、献花料の奉納に宗教的意義があるということ、また、その効果の点につきましても、これは横田さんが指摘されたエンベクトメント・テストのかかわり合いに触れる点で

ありますが、特定の宗教団体とのみ、特別なかわりを持ったという点をとらえて、これは一般人に特定の宗教への関心を呼び起こすものであるという評価も、結構としては妥当なものであると考えています。
横田 基本的に、そしてこの点に於いて、三好反対意見で言っているように、いま県に面白い現象が起こっています。すなわち、多数意見などは本件支出行為には宗教的意義があるのだということを強調していますが、それに対して合憲だという立場の人々はこれまでもそうした行為には宗教的意義は希薄で社交的慣習であると言えないという立場を維持してきました。三好反対意見も基本的にこの後者の立場に立っています。
三好裁判官の言っていることをくわいて言うと、靖国神社の神官さんたちは一生懸命重要な宗教行為を執り行っているけれども、ほかの一般人はそんなことは少しも考えておらず、行為に宗教的意義を感じないまま、ちよつとした挨拶程度でお参りなどをやっているに過ぎないよという議論になりますよ。
この種の議論を従来政教分離の諸現象について憲法違反ではないと言

っていた人々は必ずやってきました。例えは大嘗祭というのは大した宗教儀式ではなく、単なる世俗的な行事であるといった場合には、しかしこれは考えてみれば、私たちが前から指摘していたけれども、神官さんたちに対する待遇であるし、大嘗祭に対する待遇、神道に対する待遇ではないでしょうか。この趣旨のことを先ほど引用した杉原論文が指摘しており、いままでの神道関係者のやり方は間違っていたのではないかと問題を提起しています。要するにこれまで宗教的ではないと強調してきたため、だから宗教的には大した行為ではないというふうな印象を与えてきた。それは基本的に間違っていたのではないかと。本来宗教的なものであることを強調した上でそれを正当化すべきであつたといった趣旨がそこでは述べられています。
これは例の靖国神社の国庫費の場合にも同じ問題があったわけですが、靖国神社法を合憲として通すために、自民党系の議員からすると靖国神社は風土など宗教施設を伴ってはいけないう、降神・昇神の儀は止めなければいけない、神職の職名も変更しなければならぬ、靖国神社という名前もまた歴史的な名前を使

っているだけで神道とは関係ないという無茶苦茶なものでした。こういうことも自体、極めて神道に対する侮蔑だし、また靖国神社を参拝している人々に対する侮蔑だろうというふうに思うのです。だから、靖国神社への玉串料の奉納などが重要な宗教行為であるということとを素直に問題と考えたときには、当然出てくる結論ではないかと私は思います。

◆玉串料と香典・葬儀の違い

戸松 そうすると、玉串料等への本件で問題になっている公金の支出と、香典とか葬儀との違いがあるのか。反対意見は、そこをどう議論しているのです。

長谷部 まず葬儀について申し上げます。公的機関ないし国家が「葬儀を営む」ということにはわかに堪定しにくいことです。誰がどういふことをすれば国が葬儀を営じたことになるのか、その責任がわからないうえ、その点でも玉串料と香典とは明らかに違っており、そもそも葬儀とどう違ってくるかを議論することには、さほどの意味がないように思われます。

戸松 香典についてはどうです

か。
長谷部 香典については、これは確かに遺族の心を慰めるための遺族に対する慰謝金としての性格を持つこともあり得ると私も考えます。ただ、これは「香典」という名前が付いているかどうかという問題ではないと思います。「香典」という名前が付いていても、具体的な事情によっては特定の宗教団体への公金の支出と、遺族の公金の支出とみなさざるを得ない場合もあり得ると思います。

戸松 多数意見はどのような議論をしていると思うのですが、一つの問題点は、一般人の習慣において香典は遺族のたぐひ、世俗的な通常の習慣では葬儀と香典は違ふのだという判断の仕方について、先ほど言及されたこととも関連しますが、横田さんはどうお考えでしょうか。

横田 私はこのところはそういう説明の仕方ではなくて、直接宗教的なものか支出をしているのか、間接的なものであるかという形の議論のほうが、すっきりするように思います。これはまさにアメリカの判決の考え方のようですが、たまたま個人にやっただものが、個人のチャイムの結果として、特定の宗教に行つてしま

ったという問題と、初めから特定の宗教にお金を出してきているという問題は違う問題だというように考えます。その議論のほうが私はすっきりすると思います。

◆他の支出例との比較

戸松 そうしますと、もう一つ問題にすべき点があります。これは、可部裁判官も指摘しているのですが、墓家からいって、墓は特定の宗教団体との間でのみ墓前祭祀に特別にかかわり合つたのではない、他の千鳥ヶ淵戦没者墓苑における慰霊祭や全国戦没者追悼式に対して、さらに沖縄の戦没者出身施設若者の慰霊塔を維持管理するためにも公金を支出してきたのだといっています。これは、事実を確認しなければいけないのです。

横田 ここで先ほど長谷部さんが指摘された「特定の」というのが、かわつてくるのでしょうか。

長谷部 「特定の宗教」の「特定の」がまず問題でして、異面思想陣営訴訟の判決がとっていただろうと、特定の宗教への援助ないし負担はないから合憲であるという考え方を導いてしまいます。他の宗教団体が葬行する同一の儀式に対して、同様の

支出をしてさえいれば、合憲であるという考えが出てくる可能性もあります。

本件訴訟意見にもそのような考えを示唆するような書き方がないわけではないのですが、私はこういう考え方は非常に問題になるだろうと思っております。可部裁判官が神道も戦前は神皇の対価になったことがあるといっていますが、彼がいつているのは神社神道とは別の教派神道のことでしょう。そこで、例えば神社神道と教派神道の両方に支出すれば「特定の宗教」への援助ではないのか、あるいは神道と仏教と両方に支出すれば大々夫か、キリスト教まで含めればどうかと、どこまでいけば特定性がないのかという判断は、非常に恣意的にならざるを得ないだろうと思います。したがって、少なくとも宗教団体に支出をした以上は、特定が特定でないかということとは別として、あるいはすべてが特定の宗教団体に支出にはかからないと見て、たまたま違ふという結論を出すべきものと思います。

戸松 横田さん大体同じ考え方ですね。

横田 長谷部さんがおっしゃったこととあえて先ほどのものを加え

ば、直接的に与えれば、これはすべてアウトであるということになります。

◆多数意見の組織

戸松 さて、多数意見の憲法二〇三条三項・八九条に関する論議について、分析すべき主要な論点は以上に尽きると思いますが、ここでさらに、多数意見の論旨は、結局どういふふうに評価されるのかについて、まとめて下され。

横田 目的効果基準を使つたことの是非は置いておくとして、それを前提としても、日本における歴史的背景の叙述、それから目的効果基準の使い方、そういう点において不満は残るということです。

長谷部 この憲法意見は、「宗教団体」ないし「宗教上の組織若しくは団体」という言葉の定義について、異面思想陣営訴訟判決を引用していません。異面思想陣営訴訟判決では、この特例により、非常に限定的な形でこれらの概念を定義しておりまして「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体」と定義化しているのですが、本件憲法意見は、「靖国神社及び靖国神社は

憲法八九条にいう宗教上の組織又は団体と当たることと明らかである」として、憲法八九条違反は明白だという結論をたまたま述べているところと特徴があると思います。

つまり憲法意見は、異面思想陣営訴訟判決の定式を前提とする多数意見を支持していないと言ひ得るわけですが、異面思想が前提とする極めて限定された宗教団体の定義を、憲法意見は支持していないと断言することができると思います。

Ⅳ 本裁判と先例・下級審裁判

◆靖国神社訴訟判決・自衛官合祀訴訟判決との比較

戸松 それでは先例及び他の同様な訴訟に対する判決とも若干の比較をしたしたいと思います。

まず、自衛官合祀の先例についてですが、靖国神社訴訟の先例についてはすでにいろいろ言及されていますし、また後でも個別意見との関係で出てくると思います。ここでは立ち入った比較をする必要はないと思います。問題とすべきは、先例の引用の仕方についてです。多数意見が政教分離原則の意義を述べた

後、「以上は、当該裁判所の判例の趣旨とするところでもある」として、靖国神社訴訟の大法廷判決を引いているのは当然だといえますが、自衛官合祀訴訟判決（最高裁判昭和六三・六・二五第二〇五五号二七七頁）を引いていることは疑問を感じます。その判決では、傍論で政教分離原則についての論述をしていますが、事件が国家対個人の問題ではない、つまり憲法二〇三条三項の問題ではないということとをまず判示して、それを前提として事件の解決をしています。から、そもそも先例にはならないのではないかと気がするのです。判例の趣旨とするところでもあるというのは、何か曖昧な言い方なのですが、このことは、いま長谷部さんがおっしゃった、まったく異面思想陣営訴訟の判決を引いていないということと合わせて、疑問に思います。

長谷部 確かに自衛官合祀訴訟の政教分離に関する判旨が、レイシ・オ・テンデンダ・スなわけで、ある裁判の結論に達するための長理由と考えるかどうかについては、私は戸松さんと同様な疑いを持っております。あの判決は結局のところ、いわゆる宗教的人格権なるものが不法行為上保護される利益に当たらない

というところで、直ちに結論が出るわけですから、政教分離に関する論旨は、傍論と見てよいだろうと思います。

戸松 そうすると、むしろ先例を引くならば、大法廷判例ではないですが、異面思想陣営訴訟の判決を引きながら議論するのが適当であつたし、先例にかかわる論議としては立ち入つたものになつたはずだと思うのです。

長谷部 ただ私は、本件大法廷判決は異面思想陣営訴訟判決を、あえて先例としなかつたと思えます。だからこそ私が先ほど述べたように、異面思想陣営訴訟判決との整合性を問題にしないで憲法八九条に関する結論を出し、また、宗教の特定性についても異面思想陣営訴訟判決とは別に、前面にそれを打ち出していない。

◆本件下級審判決との比較

戸松 長谷部さんは、その点をどのように見ているわけですね。

次に、本件の下級審判決とを比較してみます。第一審判決との関係で言いますと、受取り方に議論が予想されますが、本件は、過度のかわり合いの要求について政教分離原則

違反と判断したと読めるようです。その点において、本判決との間に違があるのではないかと私は見ています。これについていかがでしょう。

横田 過度のかかわりの議論を独自の基準として第一審判決が使っているかどうかは疑問です。宗教とかかわり方が何々であるとは言っているのだけれども、そのかわり方というのは最高裁の現在の基準では目的効果に全部あたる形でしょう。だから結局効果の中にかかわり合いを言う形にならざるを得ないので。

戸松 そうでしょう。第一審判決は、支出の継続性ゆえに、その支出によって生じる愛護者と靖国神社との結び付きを無視することができないと判断しています。私は、この結び付きのことを言っているから、過度のかかわり合いの要素が決まる手になっていると読んだわけです。また、その偏重の顧慮としては、目的効果について判断し、さらばという形になっているので、そのように受け止めるわけですね。まあこれは読み方の違いですから、この程度にして、他に控訴審判決との関係も含めて何か違いがありましたら指摘して下す。

横田 いずれも目的効果基準を使っていることでは、同じだと言えるのですが。

横田 私は控訴審の判決は全面的に全案覆審できなかったのです。それから例えは目的効果についても、要するに当てであったという所定をしてい前段にした議論ですから、結論はともあれ、理由付けはまったくわかりません。

戸松 三府反対意見に近いと言えますか。

横田 いや、そこまでも言っていないのではないのでしょうか。

長谷部 私は、効果に関する考え方としては、控訴審判決は可部反対意見に近いのではないかと考えています。つまり、控訴審判決は、被告果知事がないと第二次大戦中と同様の靖国神社の復活を意図したとしても、その「事実上の影響力は微少である」とし、玉串料ないし献花料の支出が、「特定宗教である靖国神社の気風を味方としてそれを助成し又は精神的な援助をすることになると考えるのは、全く根拠に乏しい杞憂に過ぎない議論」であるとも述べています。効果の判断に関する限りは、可部反対意見とは同様の考え

方がとられていると思います。

横田 これは先ほど言いましたように、通常の政教分離原則違反裁判で必ず問題になるのが「国家神道の復活はあり得ない」という認識で、そういうことを前提にして議論し判断する、そうした事例が多いのです。したがって、具体的訴訟ではそれを打ち破る必要が出てきています。

戸松 尾崎裁判官は「小さな事でも」ということを強調していますね。

横田 あるいはアメリカの判決を引いて言っている部分もありますね。面白くことに、反対意見の可部裁判官と三府裁判官は国家神道の復活はあり得ないと断言しています。こうしてみると、国家神道の復活があるか、ないか、そういう認識も含めて、裁判官の判断を分けているのですね。国家神道に対する認識がかわわっているような感じがします。だから、先にも指摘したように国家神道というものをどう理解するかというところが大事になってきます。その上で、そういうものの復活があり得るという感じを持っている人たちは非常に厳しくなるし、そんなことはないと考えてしまえば非常に甘くな

ってくる。下級審の場合には、ほとんど国家神道の復活はないという路線が強く出ています。そういう意味では、高裁意見なり最高裁意見が国家神道の復活の危険性を示唆したことは、非常に大事なことだという感じがします。

◆異面忠誠訴訟判決との比較

戸松 異面忠誠訴訟判決の最高裁判決で、遺族会は、憲法二〇条一項後段にいう宗教団体、あるいは憲法八九条にいう宗教上の組織、団体には該当しない、ということを行っています。本判決では、多数意見がそれには全然触れていないのですが、この点はそのように受け取られましたか。

長谷部 私もその点、つまり異面忠誠訴訟判決が明示的に採用されていないという点が重要だと思っています。先ほど述べたように、異面忠誠訴訟判決で出されている宗教上の組織ないし団体に関する定式を使わなくても、当然に結論は出る事件であると法廷意見は考えたのでしょうし、また、明示的にコミットするに値するほどの判決ではないと考えている可能性もあると思います。それと、横田さんが指摘された点

ですが、たしかに国家神道の復活の危険があり得るか否か、あるいは一般人に本件の行為が特定の宗教への関心を高める事実上の効果はあるかないかという判断は、結論を導く非常に重要な考慮要素の一つではないかと思えます。ただ、一般人に特定の宗教への関心を高める事実上の効果がない限り違法にならないと考えてしまいます。例えば社会で広く受け入れられている宗教であれば、それを国家がエンドースしてもまったく問題はないのか。例えばオウム真理教のように、現在の社会で受け入れられている宗教であれば、国家が多少それらを援助しても、一般人がそれに影響される気遣いはないので大丈夫だということになりかねない議論です。やはり、議論の前提自体がおかしいのではないかと。特に可部反対意見のように、目的効果基準の目的と効果を切り離して、両方を満たさなくては違法にならないという考え方がすると、非常に奇妙な結論が出てきかねないと思います。

◆他の玉串料訴訟判決との比較

戸松 他の玉串料訴訟としては、いわゆる信手玉串料訴訟というものがあります。それに対する控訴審判

決（信手玉串料中成三・一・一〇信判例第四二巻一五）が、これも傍論なのですが、「(原による玉串料等の)支出は、憲法二〇条三項の禁止する宗教活動に当たる」という判断を示しています。これとの関係はいかがでしょうか。もちろん、本判決の多数意見は、これに触れているわけではないのですが。

横田 基本的に同じ考え方ではないかと思うのですが、違いましたか。

長谷部 私も、法廷意見と同様の認識だと思っています。

戸松 すると、これは、下級審のある判事の論述が、最高裁判決の中に生まれてくる場合もあるという一例だと置きます。もちろん、それが最終判決にいかなるプロセスをたどって影響を与えたかは問題で、おそらくそのことを立証し得ないので、結果として下級審での考えが最高裁裁判所に現れるという一例が今回の場合生じたと言えます。

横田 先ほど私が強調したように「特定の宗教に関心を呼び起こす」ということを、信手の判決が憲法的に使ったわけですから……

戸松 そういう点が指摘できるといことです。

V 個別意見をめぐって

戸松 それでは次に、個別意見を、すでに概ねられている所を除くとして、順に見てまいりたいと思います。

まず注目されるのは、可部裁判官の「意見」です。これによると、本件の問題は、憲法二〇条三項ではなく、憲法八九条違反の問題として考え、憲法八九条に違反する公金の支出行為だということとです。そのような考え方で事件を解決できると述べていますが、私は、どうも憲法二〇条三項の政教分離の理念が憲法八九条に現れているのであって、それを切り離すことができないのではないかと思っています。だから、憲法八九条違反ということは、憲法二〇条三項違反でもあると。従来の下級審を含めた圧倒的な判例は、そういう傾向で進んできたのではないかと感じますし、憲法上の理解も、そうではないかと思われます。もちろん、ここでも横田さんが違う考えを持っておられますから、その点を議論していただきたいと思います。

◆可部意見——憲法二〇条三項と八九条の関係を中心に

横田 私は先ほど言いましたように、国家主体となつて宗教的活動をやる場合と、国が何らかのかかわり、例えば財政援助をするとかという形でかわかるということは一応違うレベルの問題であると考えているのです。

戸松 前者の広い意味の中には、後者が入るのではないですか。

横田 憲法八九条の場合には宗教的活動とは言えない要素があるのではないですか。例えば、まったくの福祉活動を行って、それが結果的に援助になるとか……

戸松 それはそうなのですが、その場合の「宗教的活動」という言葉の理解の仕方がかわってくるのではないのですか。

横田 そこまで「宗教的活動」の概念を広げるのはいかがでしょうか。

戸松 憲法に政教分離原則が定められていることの理解をするとき、従来の多くの学説、憲法解釈書ではそこまで含めていたのではないのでしょうか。

横田 政教分離原則が憲法二〇条の一項と三項・八九条から成り立つ

ということも言っていますが、憲法二〇条三項と八九条で言っていることの意味がイコールであるということではないと思います。

戸松 ですが、基本的に憲法二〇条は人権保障規定であるわけですから、憲法八九条は財政のところが規定です。そうすると、人権保障の理念が財政支出面について現れると理解したほうが素直ではないかと思うのですが。

横田 それはいいのですが、私は先ほどから言っているのは、その場合に、標準であるとか、どこまでが許されるかということと考える場合には、別業のものとして考えなければいけないのか、それだけの話です。

戸松 だから、横田さんのお考えは、すでに、政教分離原則の理念が憲法二〇条に謳われていて、こと宗教活動の問題については憲法二〇条三項の問題で考えて、財政支出の問題は憲法八九条で考えるというのですが、その根拠は、憲法二〇条にあるととらえておられるのではないですか。

横田 それは結構です。
戸松 そうすると、憲法裁判官のメロウンスと違いますが。

横田 憲法裁判官は、本件は憲法八九条で片付くということを通じて、ただ、憲法二〇条三項と八九条が等価であると言っているわけではなくて、憲法二〇条三項と八九条をいっしょに考えているわけであつたことと把握することもできますし、本件の場合にはそのように把握すべきだと考えますが、ただお金を出したのであって、宗教活動自体は別の人がやっているという判断も、可能性としてはあるわけですね。

戸松 そうですかね。
横田 例えば、アメリカで問題になった例ですが、耳の不自由な生徒に手話通訳者を付けるという生徒があつたといふ。またある生徒が宗教学校に通っており、そのために通訳者の一人が宗教学校に同行している、これが問題になりましたが、この場合おと州の宗教活動と言えらるのでしょうか。

戸松 その例は、宗教問題から離れていけるのではない。例えば、政治団体の支援の場合がそうです。政治団体の政治活動をしていまして、それに金を寄付することも政治的な活動にはなりません。

横田 宗教学校そのものへの寄付ではありませんからちよつと違う事

例のように思いますが、このアメリカの場合にも政教分離原則違反問題は提起されます。しかしそれは宗教活動であるかどうかとは違う問題ではないでしょうか。日本でも、例えば、宗教的文化財を文化財一般に対してお金を出すとかの場合です。

戸松 それは宗教的活動ではないからです。または、宗教的活動への支援ではないと言えらるからです。

横田 どうしてですか。少なくともアメリカでは政教分離問題として意見が分かれるところですね。

戸松 あまねく文化財として指定されたものに、国庫は一律に基準があつて、それに金を出して、それは政教分離原則の問題ではないと思います。

横田 それでも、そのことによつて、宗教団体が本来支出すべき文化財を保護するためのお金が別の宗教活動に回る、という議論が展開できます。

戸松 もちろんそうですね。
長谷部 ただ、税の免除の場合でいうと、同様の他の公的公益性を持つ法人にも同様の税上の便宜が与えられるのであれば、憲法違反にならないという例はあります。

戸松 それは、やはり区別できな

横田 私は区別できると思ひます。だから、高橋第一教授が一期、二期、三期、四期というの、国家が宗教活動を行ったときの標準ではなく、国家が宗教団体に何かを支援する時の判断基準であると指摘されていましたが、アメリカ判例の密に誤解があつた点として、この二種の行為を分けて考えようとしたこと自体は妥当であつたし、後者の許される援助と許されない援助の区別の基準としてレモン・テストを適用したことは考慮に値すると思ひます。

もとに戻りますが、憲法裁判官のよう、違憲判断を最低限度に押さえて、そして明白なところで判断するという手法は、この場合がそれにあつたかどうかは別として、あり得る手法だと思ひます。

戸松 そういふ手法はあり得ると思ひます。不必要な憲法判断をしないという観点からはそうですが、この政教分離原則の問題で、果たしてそういうふうに切り切れるのかという気はします。私はまだよく分らない。

横田 本件の場合には、憲法二〇

条三項と八九条がタガツてしまつて、いふから、そういう感じが残りま

戸松 だから、本件の場合について議論しますと、憲法裁判官のこの制切り方は無理だといふ議論ですか。

長谷部 私は、憲法意見は真面目に憲法訴訟から自然に出てくる一つの考え方だと思ひます。つまり、憲法八九条の公金支出の禁止については、憲法に定めた宗教上の組織団体についてのみならず、要するに、諸国神社や諸国神社は特定の宗教を信仰する宗教団体なのだから、その点だけを考えれば、あとは憲法二〇条のことは考える必要はないということ。私は真面目に憲法訴訟から出た立場で、この判決の頭からすると憲法二〇条の判断と八九条の判断とを乖離して、両方ともなる可能性があると指摘した覚えがあります。若干の字者の方々は、私のその指摘を、私自身の提唱する学説だと考えてわざわざ批判を加えて下さいました。ただ、真面目に憲法訴訟の教養な「宗教上の組織又は団体」という定義の背景にあるのは、そういうた

格に定めた宗教団体について公金を支出する、あるいは公の財産を利用する、それが直ちに特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるといふ前提です。ですから、少なくとも真面目に憲法訴訟の頭からすると、憲法八九条に定める厳格な宗教団体の定義の問題と、憲法二〇条違反の問題とは、前者への違反は直ちに後者の違反になるという形でつながつていたはず。もともと、真面目に憲法訴訟の頭からすると、憲法二〇条違反になるからといって直ちに憲法八九条違反になるというつながりは想定してないでしょう。つまり、本件で、憲法二〇条違反になるか否かを考えるにあつて真面目に憲法訴訟の厳格な宗教団体の定義が必須だとは思ひていないふしがある。

戸松 そのところを察してしまつたのです。

横田 ただ、私が長谷部さんに疑問があるのは、憲法裁判官の立場について、真面目に憲法訴訟の違憲性を考慮に考へ過ぎではないですか。本件で憲法意見が読む限りですら、これは読めませんが、要するに、宗教団体、組織であるかどうか

を議論する以前の問題として、諸国神社が宗教法人であることは明らかであり、したがつて、どう宗教組織を定義しようと、諸国神社が宗教団体であることは自明である。それゆゑ、諸国神社への公金支出は憲法八九条違反である。こういう考え方をしているのではないかと疑ふのです。

長谷部 その可能性は否定できません。というも、憲法意見自身が真面目に憲法訴訟を明示的に引用していませんから。

横田 憲法意見でもう一つ面白いなと思つたのは、先ほどから言つていふように、日本の有力な憲法はこれまで、まさに憲法八九条のときこそ目的効果基準を使つてきたことですが、憲法二〇条の場合にはそれは問題になるかもしれないが、憲法八九条ではとるべきではないと断つておくべきではない。

◆その他の意見・補足意見

横田 大野補足意見をどう考えますか。私は、基準の問題として、大野補足意見は過度のかかわり論を、立の議論として入れているものとし

て受け取りました。目的効果基準を使い一方で、「政治的対立に巻き込む」という懸念を持っています。あれは、アメリカで言えば過度のかかわり論の中で発展してきた議論です。その意味で、大野補足意見は目的効果基準プラス過度のかかわり論を展開していると思ひます。

戸松 それでも、大野補足意見は実質を見る必要がある、社会に与える影響、あるいは精神的効果について見る必要があると説いています。なぜ大野補足意見は、これを補足意見に書く必要があつたのでしょうか。

横田 目的効果について論じた部分が、まさに多数意見の補充意見になつていふと思ひます。先にも述べましたが、多数意見は、目的効果を論じた部分が不十分であるように思ひます。そこを大野補足意見が「目的効果はこうだ」という形で整理した。

戸松 最後の結びの所で述べているように、目的効果を実質的に見る、そうすれば結論は私のすから違ひとなる。そこをこの議論に込めた。

横田 私は多数意見プラス大野補足意見で、まとめて一本みたいな感じに受け取つたのです。

戸松 高橋意見と尾崎意見について、先ほど扱いましたが、何かさらに付け加えることはございますか。

横田 尾崎意見で高く評価すべきは、明確に少数者の保護という視点を打ち出している点です。これは当たり前前のことですが、これまででもすれ微塵もなかった点です。必要ない点として強調したいところでは。

◆三好裁判意見

戸松 では、三好裁判官と司部裁判官の反対意見について見ることにします。いままで手紙状に出ています。特に三好反対意見は増田報告書に依拠して議論していることに特色があります。そして、すでに言及していますが、多数者の意識によつて政教分離原則違反かどうかを判断せよ、と言っていること。また、論述の質からいって非常に精緻で、よく読める。これらが特色であると言えるところではないかと思えます。

横田 政教分離原則違反の裁判で意見が分かれて、多数意見との間でこのように対立が生じるのは、一つの傾向だと言えますが、まさにそれがここに現れたと見ています。その点から、

いかがでしょうか。

横田 裁判官の類々る憲法論、法理論ではないのではないかと感じています。

戸松 私は、この反対意見が増田神社を国の神社にしたいかという運動の先頭に立っているような印象を与えているように思います。

横田 私は先ほど指摘したように、こんな三好区判意見のようなものが出てくるから、むしろ増田神社の国営化運動を進めている間から、危機感が生まれてくるのです。こんなことを言われたら、真面目な神社関係者などはやめていけないのではないのでしょうか。本人は一生懸命宗教活動をやっているつもりかもしれませんが、それはただお前だけが勝手にやっているだけで、ほかから見たら宗教的意識などはとてんど感しられつていないよ、と言われ等しい議論ですから、そういうことで増田神社を公式奉拝や国営化といった運動を我々はやめているわけではない、そういう反論が出てくるのも当然だと思えます。三好区判意見は、その意味で、一見神社サイドに好意的に見えますが、長期的には神社に対する

警戒感を損なう議論だと私は考えます。

・「寛容」の意味

戸松 他に法律論的な特色はありますか。

長谷部 横田さんの結論とも異なるのですが、この三好区判意見の特色は、増田神社や増田神社のほうでも考えているかということではなく、「国民一般の意識」なるものを基準として考える点にあります。つまり、国民一般は宗教意識は希薄であつて、他のいろいろな宗教にも寛容なのだから、宗教意識が希薄でない人も寛容でなければいけない、と、そういう議論です。

横田 当り前のことかもしれませんが、自分があまり意識しないことと、無関心なこととについて「寛容」という言葉を使うのはカテゴリー・ミステークで、寛容というのは、通常の自分が嫌だと思ふことと、自分は区別だと思ふこととについて初めて要求されることです。もちろん、宗教的なこととがらについて過度に寛容であることは、公衆に関する限りあまりおすすめてできることではないのかもしれませんが、逆に、あまり宗教意識のない人が寛容なのだから、意識のある人も寛容にしろ、という議論がある人も寛容にしろ、とい

うのは、寛容としてはそもそも寛容性を欠くように思われます。

・「寛容」の意味

長谷部 三好区判意見は、「寛容」という行為が社会的な慣習だと指摘して、これは憲法意識を醸成する意見も前線にしている事柄です。ただ、三好区判意見は、寛容は多かれ少なかれ宗教的な意識を持たざるを得ないものであるというところを出発点としています。それに対して尾崎意見は、寛容は世俗的目的をもつもので非宗教的な手段によつてもできるのだから、本件は憲法という答えを素直に出しているのですが、三好裁判官が主張するように、寛容というものは、そもそも宗教的意識をもつものであると考えるべき……。

戸松 これは、日本国民がみんなやらなければならない。

長谷部 寛容にそもそも宗教的意識があるのであれば、非宗教的手段によつてもできるからという議論はできないことになる可能性があると思えます。

横田 長谷部さんがおっしゃっているのは、寛容という言葉の問題ではなく、寛容と書かれている行為が宗教的であるという意味ですが。

長谷部 寛容という概念は、寛と

いう宗教的な存在を前提にしていると考えれば、そのことから寛容という行為も宗教的となる余地はあります。

横田 亡き人を慰むとか、ただえらるると、それを宗教的行為だと考えるのでしょ。ある人たちは、八月一日に行われている全国戦没者追悼式についても、宗教的であるとして反対しています。亡き人を慰んだり、亡き人を慰むということ、宗教的と言えは宗教的ですが……。

立憲はこれらの人たちが異なりませんが、司部裁判官によれば、そういうものは全部宗教的だという発想ですね。無宗教という宗教だという感でしよ。これは三好裁判官でしたでしょうか。例の手島ヶ淵での追悼、寛容に言及していたのは……。

戸松 三好裁判官は、「寛容」の反対である寛容は、宗教的意識と全く切り離された存在としては考えがたい」と述べています。

横田 それはそうでしょうね。だけれど、千鳥ヶ淵の場合は、御霊などという概念はありませぬ。

戸松 三好裁判官は、もちろんこれは宗教的なものととらえていて……。

長谷部 尾崎意見が言っているの

は、「寛容者を寛容する」という意図を表現するために……多くの宗教色のない寛容のみがあることは、公衆の事実である」ということで、非宗教的に寛容はできるという前提に立っているわけですね。横田さんが指摘されるように、「寛容」という言葉が使われている。その内容が遺族の慰撫という世俗的目的にあるということはありません。むしろ、「香典」と同じ事情がここでもあてはまります。もっとも、遺族の慰撫の手段として宗教的儀式を行うことが許されるか否かは別問題です。

戸松 これは「宗教とは何か」の定義づけの問題にかかわります。おおよそに何について何らかの人間の行為を加えるとか気持ちを加えるのは、すべて宗教だということに定義すればわかるのです。

横田 寛容という宗教もありませぬ。

戸松 でも、それも宗教ですね。

横田 だから、寛容という立憲がらすれば、「寛」という概念を使うのは特定の宗教だということになります。

◆司部裁判意見

戸松 それでは最後に、個別意見

のうち司部裁判官の反対意見についてみることにします。この反対意見の特色は、一応法律論としての展開の形を成しているということです。なぜかという、先例である増田神社訴訟の大法廷判決との区別を厳格的に検討して、結論として両者は同一ではないか、だから本件でも合憲になる、という論議であるからです。この点についてはいかがでしょうか。

・先例の検討

横田 私は、司部裁判官の議論の仕方というのは、そういう意味では一つの方法として非常に面白いと思えます。目的効果基準の読み方であるとか、四つの考慮要素の読み方であるとか、先例の読み方については疑問がありますが、いままでの日本の裁判官と違って、先例を重視し、それに依拠して判断をしていくという一つの憲法判断のあり方を示している点で面白いのです。

戸松 私もそう思います。先例をよく分析して、本件との区別をした上で、同じ判断をするべきかを論じています。これは、裁判のあり方としては、結論は別として評価できるものではないかと思えます。

横田 同じ基準を使うなら、おそ

らく、こうした使い方をするしかないですね。

戸松 だから、むしろ多数意見のように、当裁判所の大法廷の趣旨とするところであるという議論よりも、こういう議論のほうが有意義というか、説得力があると思います。

横田 将来、より発展させるべき憲法裁判の形ですね。

戸松 生産的な議論がします。

・「寛容」と「効果」の分離の議論

長谷部 先ほどの議論になつてしまっていますが、横田さんが指摘になったとおり、目的効果基準について、両方の基準を並たさないと結論にならないという解釈をしているという点について、まず私は疑問を持っています。

第二に、一般人が特定の宗教への関心を高める実践の、つまり儀式上の効果がない限りは国家の宗教に対するかわり合は違憲にならないという、非常に厳格な判断をしている。つまり、相対的に合憲性の推定をしているわけであり、更に主張・立証責任が違憲を主張する側にあることとなります。それだとすると、先ほど奇妙な信託の例をあげましたが、社会において大いに問題されている宗教を国家が援助すると

か、あるいは社会において大に尊重されている宗教を国家が圧迫するということなどとして、それは事実上の効果がない以上、目的効果基準の一部を満たさないから合憲であるという、非常に不思議な結論が出てくるわけですね。

というわけで、私はこの司部反対意見にはさほど説得力はないと思っています。

VI 本裁判のインパクト

戸松 とにかく本裁判は、政教分離原則を適用して、初めて憲法という判断を下したわけですが、次に、もう少し詳しく見まして、この裁判が社会にどのような影響をもたらすか、ということを考えてみたいと思います。

と申しますのは、すでに多数意見も触れていただいているように、自治体に対しては文部省、自治省によって指導がなされていて、各地方公共団体は靖国神社や五霊神社等の献金をすることを抑制していました。したがって、社会の実態としては、愛媛県のような場合は例外だ、むしろほとんどの自治体がこのように五霊神社等の献金をしていないという構図を示しております。つまり、最高裁判

所が違憲と判断しても、そのことが社会を大きく変えるようなことはない、社会に対するインパクトは少ない、と断言しているように思えます。あるいは、そうではなく、何か大きな意味をもたらしたと言えませんか。このことについて、いかがでしょうか。

◆本判決の影響力

横田 すでにこの判決のインパクトは各地に現れています。例えば、大分県の平松知事は、「この判決を要請受けとめて一周年出陣していた県国神社開大祭への出席を取りやめました。福岡県は一判決の趣旨を尊重して」これまで行ってきた県国神社例大祭への県幹部出席をやめました。この他にも、この判決の趣旨を受けた動きが各地で起こっています。

戸松 この判決を受けてですか。というときは、この判決が出たために、実際に自治体で県国神社へのかかわりをやめたという例がある、その意味では影響力、インパクトがあるということですね。

横田 この事件に限って言うならば、その程度の影響と言えませんが、目的効果基準は、裁判

所を含めて従来何となく思っていたように、そんなに甘い基準ではないということが、少なくとも本判決によって示されたわけです。これは、今後の下級審に対して、一定の影響を与えるだろうと考えられます。

戸松 変な比較かもしれませんが、津地鎮祭訴訟の時には、最高裁判所が津地鎮祭訴訟の時に、国や自治体が行う津地鎮祭で地鎮祭がいうせに行われるというインパクトを与えたのですが、それと比べて、今回の場合はいかがでしょうか。憲法は、今この裁判のような若干の例外もありますが、ほとんどの自治体で行われていなかったことについて、最高裁判所が違憲だと宣言したのですから、社会に大きな震動をもたらすことがない。その意味で津地鎮祭訴訟判決と対照的だと言えませんか。

横田 それ自体はそうなのですが、靖国神社参拝はどうだろうかという点で、自治体は結構いろいろ宗教とかかわることをやっていますので、この実態を批判する憲法の側では、当然この判決を使って問題を提起していくことになるだろうことが予想されます。そうすると、自治体の側でもある程度反省をさせるを得ないだろうし、そういう意味で

は、射程範囲は必ずしも五霊神社の問題に止まらないでしょう。

戸松 射程範囲という言葉を使われたのですが、では射程範囲として、はどのくらいに及ぼすと言えませんか。

横田 靖国神社の公営参拝にまで、は当然行くでしょうね。例の面々インパクトがあるとしたならば、改進黨が出してくると思います。強くてくるかどうかは別として、従来はおとなしくしていた部分が、この判決では困るということで、本格的に改進黨を展開し始める可能性があります。私は先ほど何度か「神社新報」の論調を紹介しましたが、これの基調はその方向を向いています。その際、従来のやり方は間違っていた、全部もう一回反省し直さなければいけないということになりませんか。

戸松 ただ、私は先ほど言ったことについてありますが、最高裁判所は、政治や社会の動向に対して非常に敏感で、それが裁判に反映されていると言います。本裁判も、政治や社会にそれほどの大きなインパクトを与えないであらうこの判断の下に、違憲の裁判をしたのだと言えないでしょうか。つまり、違憲の裁判は、

政治過程における政策の方向とたまたま一致している、との判断をしたと受け止めることができます。別な言い方をすると、最高裁判所も政治過程がその問題をめぐって真つ向から対立するような議論は、将来にわたっても起きないだろうとの判断の下に、本裁判がなされたと言えませんか。

長谷部 それは逆に言いますと、靖国神社が公営化されるということはおかしいという判断ですね。

戸松 そうです。つまり、憲法の政教分離原則の意義がその程度まで政治過程や社会に浸透、進展しているということですね。

長谷部 本件判決の法廷意見は、説教者の憲法自体は特定の宗教と特別なかかわりを持つ形ではなくてもできるという前提です。特定の宗教と特別なかかわりを持つというから違憲だという議論だけをとりあげて、それをひっくり返して考えると、靖国神社を宗教法人でなくしてしまえば大丈夫だ、という議論が出てくる可能性はありますね。

戸松 でも、そのときに靖国神社が宗教法人でなくなったという法的な位置付けはできますが、そこで実際に行われている参拝は、昔から

の靖国神社の格式によってやられていれば、まさに参拝行事ですから。

横田 だから、憲法は憲法が国との結合を禁じている宗教ではないという議論もそこからは出てくる可能性があるのです。それが実際に有力になるかどうかは別です。大石議員の発言のように押道を「国民運動」と見る考え方もあります。もっとも、状況判断は基本的に戸松さんと似ていて、限定的問題も含めて、いわゆる合理的な考え方が主流になつてつまるわけで、古い観念的な参拝自体は全般的に、天皇の問題も含めて、後退しています。そういう傾向があるから、今度の裁判所の多数意見というのは、基本的に合理的主義の判断と言えませんが、だからといって、それは我々の人権の側の勝利とは必ずしも考えられない、ということですね。

長谷部 特に異論はないのですが、私がその点で特に指摘しておきたいのは、まだ繰返しになつてしまっているのですが、違憲論は愛媛県靖国神社訴訟の宗教団体の定義を、少なくとも明示的に援用しておりませんので、靖国神社が宗教法人でなかったとしても、それへの公営支出が合憲になるという考えは、この

判決からは出てこないということになるだろうと思います。

◆政教分離原則の今後

戸松 すると、政教分離原則の今後という、似たような問いかけになってしまうのですが、いかがでしょうか。

この判決で政教分離原則の意義がはっきりと確立されたということは言えず、今後いろいろな形で、いろいろなかかわり合いでの議論がは出てくる、そういう意味合いがあるのではないかと考えます。というのは、最高裁判所は、一つの大法廷判決を出す、そこでの判断を一つの原則原則のようにして、後の事件に適用し、簡便に処理してという傾向があるのですが、そういう意味の判決となる言えませんか。それとも、政教分離原則はこれを契機にいろいろな発展していくことになるのか。これについて、いかがですか。

横田 いままでの最高裁判所の判決に、あまりにも問題があつたために、新しい基準をつくる動きがこれまで学界にはありましたね。ところが本判決は、そういう不満を抱いていた人々にとっても、結論としては妥協なところまで進んでいるだ

ね、もしかしたら、そういう動きが弱まるかもしれないと思います。ただ、目的効果基準を多数意見や補足意見は前向きに構えています。そこで、目的効果基準という大きな枠をもう少し洗練するという方向を学理的にも開拓する、そういう気運を生むのではないかと感じています。例のまったく新しい基準をつくって対抗するということについては、どうしてもそれを作らなければいけないという気運を醸成したかもしれないのですが、むしろ目的効果基準の枠の中でより厳格な、もう少し踏み込んだ基準をつくるべきだという議論の土壌みたいなものは、つくったのではないのでしょうか。

戸松 それは、特に三人の裁判官の「意見」が刺激になるということですね。

長谷部 異論はないのですが、私は先ほどの靖国神社の公営化の問題で、もう一つ心配しておりますのは、「特定の宗教」という言葉を狭く解釈して、要するに神式に儀式と両方あれば大丈夫だという、愛媛県靖国神社訴訟判決と似た結論を引き出すとする人々がいるかもしれない、が、この判決はそう読むべきではないと思います。少なくとも、宗教的

憲法に対して公金を支出することは違憲であるということをはっきりさせた点に重要な意味がある判決だと思っています。

Ⅷ おわりに

戸松 それでは、他の問題点ないし付け加えることがありましたら。
長谷部 これは先ほどの、本判決のインパクトの所で語すべきだったと思いますが、あの公金支出が、「一般人に対して、限が当該特定の宗教団体を特別に支援しており」「特定の宗教への関心を呼び起こす」ものか否かを問題としたこの判決は、横田さんもご指摘の通り、信仰をもっているか否かによって特定の市民を「善き市民」であるとし、他の市民を「アクトサイターである」というレッテルをはくようなメッセージを国家が送っているか否かを問題とするエントリスメント・テストを反したものと受け取る余地があります。また、可相対意見、三府反対意見も、この部分を特に批判の対象としているように見受けられます。エントリスメント・テストは、例えば少数派の信仰を理由に一般的全国法上の義務からの免除を認めるか否

かを考えるには、有効な考え方はないかと思えます。
いわゆる「エホバの証人」事件で、第二小法廷は、信仰上の理由により創設義務の履行を拒否した公立学校の学生に対して代償措置を講ずることは、「その目的において宗教的義務を有」とは言えないとしましたが（第二小法廷平成八・三・八民集五〇三三四六九頁）、一般的に言えば、信仰上の理由による一般国民上の義務からの免除が、世俗的目的をもっているとは言えないところがあります。「エホバの証人」事件では、学校側の創設義務の義務付け打ちとした措置であつて、代償措置を講ずることが、むしろそもそものベースラインへの回復をもたらすという特殊事情があつたと断言することができず、今後、宗教的少数派に一般法からの免除を与えるべきか否かが問題となる典型的事例が生じた場合には、本件で示された考え方が効用を發揮する可能性があると思えます。
戸松 本判決には、エントリスメント・テストが反映されているとの指摘ですが、アメリカのエントリスメント・テストも、そんなに説得力

はないと受け取られているようです。
横田 エントリスメント・テストも、アメリカの場合は評価が分かれているし、結局訳がわからなくなつてしまつたところがあるのです。
戸松 そうですね。オコナー裁判官が説く内容については、特にそうですね。彼女も、エントリスメント・テストから決別しているのです。
横田 目的効果基準を構う形でエントリスメント・テストを使つていくと非常に良いのですが、先ほどの話ではないですが、エントリスメント・テストは、助長はするというケースの場合などでは、このテストでは逆に甘くなるように思います。例えば、宗教的な私立学校に非宗教的なテキストブックを配るという事案、これなどは、エントリスメント・テストを用いれば、あつさりと言合になるのではないのでしょうか。
長谷部 たしかに、宗教系の学校を含めた教科書の貸与を合法とした一九六八年のアレン判決（*Allen v. Meek*）は、きりきりの判決だと評価されていますし、現在の合衆国最高裁がこの結論を維持するか否かについては疑問の余地があ

ります。教科書の貸与を無料配布が、政教分離原則の点から問題になるのは、アメリカ合衆国固有の制度と状況があるからだと思いますが、日本で、宗教系の学校に通う生徒に非宗教的教科書のテキストを無償配付することは、許されるでしょうか。それが公立学校に通う生徒にも同様に配付されるという前提の下ですが。ただ、宗教系の学校自体に非宗教的テキスト配付のためと称して公金を支出する、地金のままですとすることは日本においても違憲上の問題を生ずる余地があると思います。
エントリスメント・テスト自体の妥当性についてですが、もちろんこのテストにも、それが前提とする「合理的観察者」の観念を含め、問題がないわけではありません。また、最近のローゼンバーク判決（*Rosenbark v. Rector & Visitors of Univ. of Va.*, 115 S. Ct 2510 (1995)）でとりあげられた、大学が学生団体に対して行う出版助成から宗教系の印刷物を排除できるかという宗教的中立性の要求とエントリスメントの禁止とが交錯する問題では、このテストの有効性は限定されるでしょう。しかし、信仰の有無によって特定の市民をインサイダーで

あつたりアクトサイターであつたりするというメッセージを国家が送っているか否かを問題にするこのテストが、公共空間における市民としての基本的な平等性を保持しようとする近代立憲主義の根源的な目的意識と密着つてなっていることは否定しがたいように思われます。
戸松 私からは、本判決について、これまで言及していない若干の点について触れておくことにします。
その一つは、この判決では損害賠償責任が誰にあるかという問題についての判断がなされております。これについては、すでに判例として固まつたところを引き継いでおり、ここでは法廷上の議論もあまりないようですので、指摘だけしておきます。
もう一つは、上告取下げの効果という訴訟法上の問題があります。本件のような住民訴訟が類似必置的共同訴訟と性格付けまして、一人が上告を取り下げたからといって、それが訴訟全体に及ぶのではないという判断をした上で、却願変更をしているということも一つ注目すべき点です。これも、我々の違憲研究者にとってはメインの問題点ではないの

で、指摘は止めておくことにいたします。
さらに、三つ目としては、多数意見においてではなく、四部裁判官と可部裁判官の個別意見の中においてなのですが、文献を引用していることに注目させられます。すなわち、四部裁判官は、ジョン・ロックスの言葉を引くために、種谷善洋「近代憲法思想と宗教自由の成立」二三〇頁を引いております。可部裁判官は、小嶋和司「いわゆる『政教分離』について」ジュリスト八四八号を引いており、このような例は、アメリカの判例ではよく見られるのですが、日本の判例では非常に珍しいことであるということが言えます。
また、最初のところで述べたことに既に触れますが、七つもの個別の意見が出されたということにもう一度注目しておきたいと思えます。そこで、私が考えるのは、これは裁判官の数が多過ぎるのではないかとこのこと。このように多様ないくつかの意見が五人から出て、一〇人ほどの裁判官は決断しているわけですが、そのこと自体、裁判所としては大変エネルギーが置ることではないかと思えます。そうすると、他の訴訟の解決に影響を及ぼすので

はないか。したがって、なかなかこのような判断を要する大法廷での裁判は行わないで、小法廷で済ますという傾向が生ずる。ということは、このような裁判は、もうめったにやらない、これで似たような事件はみんな処理されてしまふ、そういう性格のものになるのではないかと気がします。最高裁の改革も、これに引き付けて議論してもいいような、そういう判決であるということが言えると思えます。
それでは、これで終わります。長時間ありがとうございました。

法学教室増刊・基本判例シリーズ1
樋口一・野中俊彦 編
憲法の基本判例 [第2版]
憲法の最も基本となる判例50件を詳解・懇切に分析し、その社会的・学理的意義を解説する。初版後の重要新判例を加えた第2版。
B 5判/244頁/定価(本体2,000円+税)/有斐閣